

## 電力卸販売に係る募集要項（単年卸）

当社は2024年度向けの電力卸販売（中国電力株式会社の小売部門への電力卸販売を含む）について、下記のとおり募集を行います。

当社と電力卸販売を希望される場合は、下記の内容を確認のうえ、申込期日までにお申込みいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 募集スケジュール

募集スケジュールは以下のとおりといたします。

なお、申込状況によっては、契約可否の回答予定日を変更することがあります。その際は、申込まいただいた事業者へ連絡いたします。

##### (1) 第1回

- ・申込期間 : 2023年11月17日（金）～2023年11月24日（金）17時
- ・契約可否回答予定日 : 2023年12月18日（月）

##### (2) 第2回

- ・申込期間 : 2024年1月4日（木）～2024年1月12日（金）17時
- ・契約可否回答予定日 : 2024年2月5日（月）

#### 2. 販売商品（標準メニュー）※1

商品名	ベース型	ミドル型※2	通告型α※3	通告型β※3、4
受渡エリア	中国エリア			
通告の有無	なし		あり (通告期限：受給日前々日の14時)	
受給パターン	全日0-24時	平日※5 8-20時	通告により決定	
利用率	100%	33%	年間40～50% 月間30～60%	契約時点で各月の 契約電力および 利用率を固定
受給期間	2024年4月1日～2025年3月31日			
取引単位	100kW			
料金体系	単純従量料金制（電力量料金+燃料費等調整※6）			
CO2排出係数	中国電力株式会社の排出係数			

※1 各商品の申込は、1事業者につき1つといたします。

なお、現在、当社と契約（受給期間が2023年4月1日から2024年3月31日の契約に限ります）がある事業者は、上記の申込み（1事業者につき1つ）とは別に、現行契約の契約更新に伴う申込（現在の契約条件の範囲内に限ります）をいただけます。

※2 ミドル型について、上記以外の時間帯の受給を希望される場合は、希望する時間帯を「電力卸取引申込書（単

年卸)」に記入してください。

- ※3 通告型については、当社子会社の株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス（以下、「ESS）」との契約となる場合があります。
- ※4 通告型βについては、需給管理業務を当社またはESSへ委託いただく必要があります。当社とESSのいずれに委託いただくかは当社にて決定いたします。  
なお、通告型βの受給料金単価には、需給管理業務に伴う委託費等の費用は含みません。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。
- ※5 平日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日以外の日をいいます。
- ※6 燃料費等調整は、別紙の当社が指定するフォーミュラの中から適用を希望するものを選択してください。

### 3. 申込参加要件

申込いただく事業者は、以下の参加要件を全て満たす必要があります。

なお、当社にて、申込後から契約締結までに、以下の参加要件をいずれか1つでも満たしていないと判断した場合、契約いたしかねます。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続または会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をしていないこと。
- ・ これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（旧 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法）（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったことにより、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表されたことがないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、総称して「暴力団等」）ではないこと。
- ・ 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- ・ 事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- ・ 暴力団等を電力卸取引に係る業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

### 4. 申込について

以下の書類を、各回の申込期間内に、「5. 提出先および問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで、メールによりご提出ください。

#### (1) 電力卸取引申込書（単年卸）

当社が指定する「電力卸取引申込書（単年卸）」に希望条件を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、提出してください。

なお、「電力卸取引申込書（単年卸）」に記載する希望受給料金単価は、容量市場導入に伴う影響を考慮し記載してください（このため、約定した受給料金単価から、容量市場収入は控除いたしません）。

## (2) 財務諸表

日本の株式市場に上場していない事業者は、直近3年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)を提出してください。また、契約にあたり当社が第三者の連帯保証を必要と判断した場合は、当該第三者の財務諸表も提出いただきます。

なお、当社が与信評価をするにあたり、財務諸表に記載のない事項があった場合、追加で資料の提出等をお願いすることがあります。

## (3) 受給計画

通告型βの受給を希望される場合は、各月の契約電力、各月の受給電力量、月間平日・休日のコマ毎の受給電力量について、「電力卸取引申込書(単年卸) 補紙\_通告型β受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、提出してください。

## (4) 申込にあたっての留意事項

- ・ 上記の書類をメールで提出する際の件名は、「(事業者名) 電力卸取引申込書(単年卸)の送付について」としてください。
- ・ 当社から事業者への連絡は、原則として、「電力卸取引申込書(単年卸)」の連絡先欄へ記入のメールアドレスへのメール連絡となります。
- ・ 申込期日を過ぎた申込については、理由の如何を問わず、受付いたしません。
- ・ 「電力卸取引申込書(単年卸)」提出の締切日時以降は、申込内容の変更および申込の撤回はできません。
- ・ 「電力卸取引申込書(単年卸)」等の提出は、申込内容と同条件の契約を確約するものではありません。
- ・ 通告型βの第2回の募集については、需給管理業務における委託手続きにかかる期間を考慮し、複数年卸の募集または第1回の募集において当社が通告型βの契約者決定通知を送付し、需給管理業務の委託に関する協議が調った事業者に限り申込みいただけます。

## 5. 提出先および問い合わせ先

事務局 中国電力株式会社 需給・トレーディング部門 電力契約グループ  
E-mail VA1369@pnet.energia.co.jp

上記1の募集スケジュールの期間中、募集に関する問い合わせは、上記メールアドレスへご連絡いただきますようお願いいたします。

## 6. 契約者の決定方法

### (1) 与信審査

- ・ 当社の定める与信基準(非公表)を満たしているか否かを審査いたします。
- ・ 当社の定める与信基準を満たしていない場合であっても、当社の与信基準を満たす第三者の連帯保証を付けた場合は、当該与信基準を満たしたものといたします。
- ・ 与信基準を満たしている場合や第三者の連帯保証を付けた場合であっても、財務状況を確認したうえで、受給料金の前払いを前提とするなど受給条件について協議させていただくことがあります。
- ・ 与信審査の結果、当社が設定する与信基準を満たしていない事業者には、その旨をメール

にて連絡いたします。

- ・ 申込時点で当社の与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の与信基準を満たさなくなつた場合は、契約いたしかねます。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

## (2) マルチプライスオークション方式による約定処理

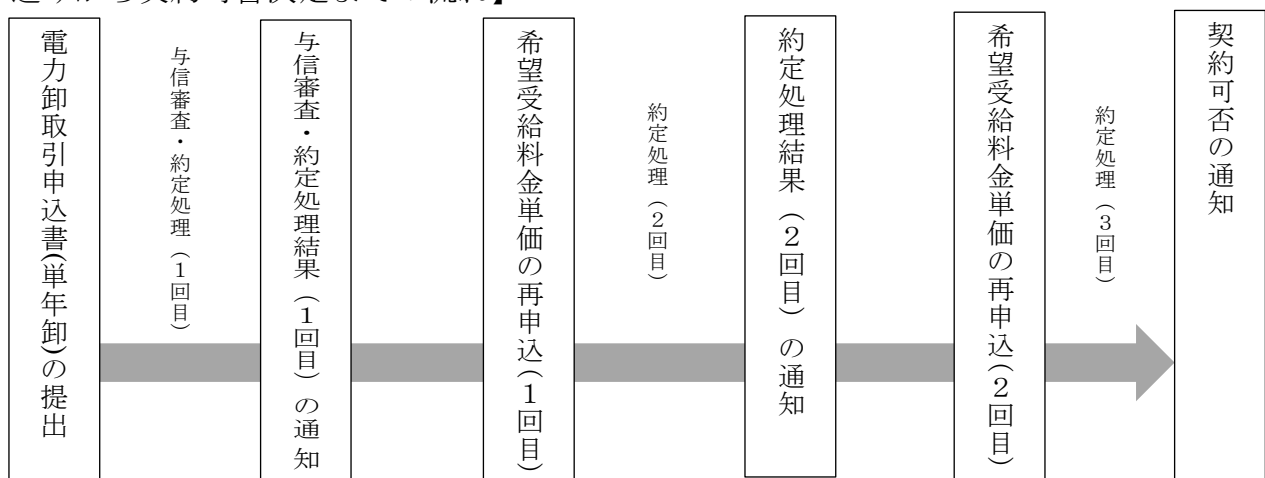
- ・ 上記(1)の与信基準を満たした(当社の与信基準を満たす第三者の連帯保証を付けた場合を含む)事業者については、「電力卸取引申込書(単年卸)」(再申込の場合を含む)に記載する希望受給料金単価(以下、「希望受給料金単価」と当社が設定する基準となる価格(非公表)(以下、「評価基準価格」との価格差が大きい申込から順に販売予定数量に達するまで、マルチプライスオークション方式にて約定処理を行います。
- ・ 約定処理は、各回の募集において3回ずつ行いますが、申込商品ごとの契約可否については3回目の約定処理で決定いたします。
- ・ 約定処理の途中で販売予定数量に達した場合には、部分約定となります。また、希望受給料金単価と評価基準価格との価格差が同一となる複数の申込により部分約定が発生する場合、部分約定量を当該各事業者の希望受給電力に基づき算定した年間の受給電力量(通告型αの場合は年間利用率40%で算定)に応じて按分いたします。
- ・ 当社が設定する最低取引価格(非公表)に満たない場合は、約定処理の対象外といたします。
- ・ 当社は、1回目、2回目の約定処理結果について、申込した商品が「約定圏内」、「部分約定<sup>※1</sup>」「約定圏外<sup>※2</sup>」であるかを事業者にもメールにて通知し、事業者は2回を上限に希望受給料金単価変更の再申込(希望受給料金単価以外の条件変更は不可)ができるものとします<sup>※3</sup>。

※1 部分約定である旨のみを通知し、未約定量については回答いたしません。

※2 当社が設定する最低取引価格(非公表)に満たない場合は、「約定圏外」と通知し、最低取引価格以上か否かについては回答いたしません。

※3 再申込受付期日までに希望受給料金単価変更の再申込がない場合は、既に提出いただいている直近の希望受給料金単価にて、約定処理を行います。

### 【申込みから契約可否決定までの流れ】



- 各回の募集における約定処理結果の通知日および事業者からの希望受給料金単価変更の再申込期日等のスケジュールは以下のとおりといたします。

	第1回募集	第2回募集
電力卸取引申込書の提出〆切日	2023年11月24日(金)17時	2024年1月12日(金)17時
与信審査・約定処理結果通知(1回目)	2023年11月29日(水)までに	2024年1月17日(水)までに
再申込受付(1回目)〆切日	2023年12月4日(月)17時	2024年1月22日(月)17時
約定処理結果通知(2回目)	2023年12月7日(木)までに	2024年1月25日(木)までに
再申込受付(2回目)〆切日	2023年12月12日(火)17時	2024年1月30日(火)17時
契約可否の決定通知	2023年12月18日(月)	2024年2月5日(月)

### (3) 契約可否の通知および内容確認

- 当社は、上記(2)の約定処理(3回目)結果に基づき、契約可否についてメールで連絡いたします。
- 当社が契約可能な事業者に対しては、契約者決定通知(受給電力、受給料金単価等の受給条件を含む)をあわせて送付いたしますので、当該通知を受領した事業者は、決定通知の内容を確認のうえ、確認した旨を通知から1週間以内にメールでご返信ください。

## 7. 契約における重要事項等

- 発電側課金については、現時点で確定していないため、本募集にて成約した受給料金単価とは別に申し受けます。
- 当社の責めに帰すべき事由により、受給電力量の全部または一部の引渡しがなされなかった場合、当社から買主に対し、違約金として、引渡しがなされなかったコマ毎の中国エリアのスポット市場価格から受給料金単価(当該月の燃料費等調整単価\*を加減算したもの)を差引いた値が正となる場合は、当該差額に引渡しがなされなかったコマ毎の電力量を乗じ、それらを合計した金額をお支払いします。

※燃料費等調整単価とは、別紙に記載する燃料費等調整において、フォーミュラ①を選択された場合は、フォーミュラ①の算式により算定した燃料費調整単価および市場価格調整単価を、フォーミュラ②を選択された場合は、フォーミュラ②の算式により算定した燃料費調整単価をいいます(以下同様)。

- ベース型およびミドル型の受給契約において、買主の責めに帰すべき事由により、受給電力量の全部または一部の引受けがなされなかった場合、買主から当社に対し、違約金として、受給料金単価(当該月の燃料費等調整単価を加減算したもの)に引受けがなされなかった電力量を乗じた金額をお支払いいただきます。
- 通告型αの受給契約においては、買主の責めに帰すべき事由により、月間の最高利用率を基に算定した受給電力量を超えて電力量を引き受けた場合、買主から当社に対して、違約金として、超過電力量に当該月の中国エリアのスポット市場価格の平均値(各コマの受給電力量に基づく加重平均値)を乗じて得た金額をお支払いいただきます。また、月間の最低利用率を基に算定した受給電力量を下回った場合には、買主から当社に対して、違約金として、不足電力量に受給料金

単価(当該月の燃料費等調整単価を加減算したもの)を乗じて得た金額をお支払いいただきます。

- ・ 通告型αの受給契約においては、買主の責めに帰すべき事由により、年間の最高利用率を基準で算定した受給電力量を超えて電力量を引き受けた場合、買主から当社に対して、違約金として、超過電力量に当該月の中国エリアのスポット市場価格の平均値(各コマの受給電力量に基づく加重平均値)を乗じて得た金額をお支払いいただきます。また、年間の最低利用率を基準で算定した受給電力量を下回った場合、買主から当社に対して、違約金として、不足電力量に各月の受給料金単価の平均値(各月の燃料費等調整単価を加減算したもの)を乗じて得た金額をお支払いいただきます。

なお、月間の超過電力量および不足電力量については、年間の超過電力量および不足電力量の計算においては算入しません。

- ・ 通告型αの受給契約においては、契約期間中に年間の最高利用率を基準で算定した受給電力量を超過することが明らかになった場合、供給を停止することがあります。
- ・ 通告型βの受給契約においては、前述にかかわらず、予め設定した月間の受給電力量を超えて電力量を引き受けた場合、超過電力量に当該月の中国エリアのスポット市場価格の平均値(各コマの受給電力量に基づく加重平均値)を乗じて得た金額を精算するものとします。また、予め設定した月間の受給電力量を下回った場合、違約金として、不足電力量に受給料金単価(当該月の燃料費等調整単価を加減算)と当該月の中国エリアのスポット市場価格の平均値(各コマの受給電力量に基づく加重平均値)との差額を乗じて得た金額をお支払いいただきます。ただし、スポット市場価格の平均値が受給料金単価より大きい場合、この限りではありません。
- ・ 契約期間満了前に債務不履行等により本契約を解除した場合または契約締結以降、買主の都合により本契約を解除した場合は、買主から当社に対し、別途締結する契約書に定める年間予定受給電力量の12分の5(5か月分)に受給料金単価(解除月の燃料費等調整単価を加減算したもの)を乗じた金額をお支払いいただきます。
- ・ 当社からの契約者決定通知後、申込者の都合により契約締結に至らなかった場合(当社からの契約決定通知後、1週間以内に確認の回答がない場合を含む)は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該決定通知に記載する受給電力に基づき算定した年間受給電力量(通告型αの場合は年間利用率40%で算定)の12分の3(3か月分)に成約した受給料金単価(契約締結に至らないことが確定した月の燃料費等調整単価を加減算したもの。ただし、発電側課金相当額は含みません。)を乗じた金額を違約金としてお支払いいただきます。また、今後の当社からの電力卸販売において、前記の経緯を考慮させていただくことがあります。

なお、これにより事業者には何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

- ・ 電力広域的運営推進機関が電気事業法や業務規程に基づき中国電力ネットワーク株式会社に対し供給区域の需給状況改善のため電気の供給を受けることを指示した場合や、中国電力ネットワーク株式会社が需要家に対し節電要請を行った場合等、中国電力ネットワーク株式会社の供給区域に係る需給状況が非常事態にあると判断される場合には、当社は需給状況の改善に向けた協力を要請できるものといたします。この場合、当社から買主に対して書面により事前通

知することにより、需給状況が改善するまでの間、受給電力およびそれに相当する受給電力量について、3%を上限に一時的に減少できるものといたします（引渡し不能に基づく違約金の対象外となります）。

- ・ その他詳細については、別途締結する契約書に定めるものとします。

## 8. その他

本募集により事業者から取得した情報等について、監督官庁から開示を求められた場合や法令の定めにもとづき裁判所等から開示を求められた場合は、当該情報を開示することがあります。

以 上

## 燃料費等調整

燃料費等調整は、当社が指定する以下のフォーミュラ①、フォーミュラ②のうち、適用を希望するものを選択してください。

## 1. フォーミュラ①

## (1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。

なお、市場価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所から公表される、翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアに適用されるものをいいます。

## (2) 燃料費調整額の算定

## イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

## ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

## (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合（料金算定時に減算）

$$\text{燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

## (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回る場合（料金算定時に加算）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

## ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 8 厘
-------------	----------

注. 上記単価には消費税等相当額を含まない。



## ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(4)のとおりといたします。

## ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の受給電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

## (3) 市場価格調整額の算定

### イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値

$$x = 0.1316$$

$$y = 0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### ロ 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が20円81銭を下回る場合(料金算定時に減算)

$$\text{市場価格調整単価} = (20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{ハの調整係数}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が20円81銭を上回る場合(料金算定時に加算)

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭}) \times \text{ハの調整係数}$$

### ハ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

0.140
-------

## ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格

算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(4)のとおりといたします。

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の受給電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(4) 適用期間

各平均燃料価格および平均市場価格の算定期間に対応する燃料費調整単価および市場価格調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

## 2. フォーミュラ②

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0616$$

$$\beta = 0.1462$$

$$\gamma = 1.0700$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が76,900円を下回る場合（料金算定時に減算）

$$\text{燃料費調整単価} = (76,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が76,900円を上回る場合（料金算定時に加算）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 76,900 \text{円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭1厘
------------	-------

注. 上記単価には消費税等相当額を含まない。

#### ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(2)のとおりといたします。

#### ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の受給電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 適用期間

各平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等